



ひまわり

# ハ ン ズ 通 信

編 集 発 行

(株)ハズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

7月

(文月) JULY

18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

## ワンポイント 同意雇用開発促進地域

雇用者の数が増加した場合に税額控除が受けられる雇用促進税制（地方拠点強化税制によらないもの）の適用対象となる地域。厚生労働省のホームページで地域一覧が公表されています。以前は地域の限定はありませんでしたが、平成28年度税制改正で地域が限定されました。

## 7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 7月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 8月1日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付  
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月11日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月～6月分) 8月1日



通勤途中の交通事故や体力消耗による業務効率の低下といったリスクに対応するため、自転車通勤規程を作成し、自転車通勤を許可にし、自転車保険への加入を義務付けている企業が増えています。未だ対応されていない企業は、自転車に関しどのような経営リスクがあるのか理解を深め、対策をとる必要があります。

## 1 自転車事故の現状

自転車は免許が要らない最も身近で便利な乗り物で、毎日使用されている方も多いのではないのでしょうか。しかし、自転車は、歩行者に衝突すれば相手を死亡させてしまうこともありま

す。このような場合、自動車と同様、刑事的に重過失致死傷罪などに問われ、民事的にも損害賠償請求をされる可能性があります。

自動車のように損害賠償責任保険に加入義務のない自転車の運転者は、損害賠償請求をされると多額の支払を自己負担することになり、従業員が「事業の執行中」に事故を起こした場合には、会社側も『使用者責任』（民法七一五条）に基づく損害賠償責任を問われる可能性があります。

## 2 自転車事故の発生状況 (平成26年)

警察庁によると、自転車が当

事者となった平成二十六年の自転車乗用中の交通事故件数は一〇万九、二六九件で交通事故件数に占める割合は一九%となっています。平成二十二年以降減少傾向にあるものの、未だに交通事故の二割程度で推移しています。

自転車当事者となった死亡事故（自転車関連死亡事故）件数は、五四二件と十年前より減少していますが、死亡事故全体に占める割合は一三・五%と高水準で推移しています。

原因としては、自転車の普及台数の増加だけでなく、携帯電話でメール（電話）等をしたり、音楽を聴きながら自転車に乗っている人や歩いている人が増えたことなど、交通マナーの悪化による影響が考えられます。

## 3 自転車に対する罰則

道路交通法では、自転車は軽車両に分類されます。自動車のように行政処分となる反則金制度（青切符）はありませんので、摘発を受けると刑事罰対象の赤切符が交付されます。

平成二十七年六月一日より、次のような交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、それぞれの罰則の他に安全運転を行わせるため講習の受講が義務付けられました（子どもでも十四歳以上は対象）。

- (1) 飲酒運転の禁止  
酒酔い運転は自動車同様に五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
- (2) 安全運転義務違反  
手放し走行やスピードの出すぎは安全運転義務違反で三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金
- (3) 夜間ライト点灯義務・ブレーキ不良自転車の運転禁止  
五万円以下の罰金
- (4) 重大な過失で人を死傷させたときは重過失傷害罪や重過失致死罪が適用  
五年以下の懲役又は禁固か一〇〇万円以下の罰金
- (5) 信号無視・交差点での一時停止違反  
三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金  
これらの違反をして、三年内に二回以上検挙された場合ま

たは事故を起こした自転車利用者に講習の受講を義務付け、未受講者には罰金刑が適用されま

す。また最近では、競輪用「ピスト」などブレーキの無い自転車（ペダルを逆回転させて速度を落とす自転車）の取り締まりも始められ摘発されています。

#### 4 自転車保険

自転車事故の損害賠償額が高額に至る事例などが多く発生してきています。

こうした事故リスクへの対策として、兵庫県では平成二十七年三月、全国の自治体で初めて自転車保険の加入を義務付ける条例を県議会で可決。同年十月一日から条例が施行され、大きな話題になりました。

今年二月には滋賀県議会が、「滋賀県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例」を可決。十月一日から自転車保険の加入義務化が施行される予定です。

このほか、大阪府議会でも自転車保険加入を義務付ける条例

を制定し、本年七月から施行されます。保険加入の義務化の動きは今後、全国的に拡大していくことが予想されます。

#### 5 自転車保険に代わるもの

##### ↳ T S マーク

自転車保険以外の方法で、保険と同等かまたはそれに相当するような補償を得る方法はないのでしょうか？

実は、自転車には T S マークというものが貼られています（全ての自転車と云うことではなく、あくまで基準をクリアしているものに貼ってあるものです）。

T S とは、「Traffic Safety」＝交通安全の略です。

これは、その名のとおり自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備して安全の確認をしたときに T S マークが貼られます。

ちなみに、平成二十三年二月現在、自転車安全整備士がいる店は、全国に約一万五、〇〇〇店となっています。

この T S マークには、T S マ

ーク付帯保険というものがありません。このマークには二種類あり、

色によって補償額が変わってきます。死亡もしくは重度後遺障害の場合、青色＝一、〇〇〇万円、赤色＝五、〇〇〇万円となっています。

怪我の入院は一五日以上が対象になっています。しかし、有効期限が整備（点検）した日から一年間です。

#### 6 使用者責任とは？

民法七二五条による『使用者責任』は、「ある事業のために他人を使用する者は被用者がその事業の執行につき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とありますので、「事業の執行」中に事故を起こした場合に問題となります。そして、人身、物

損、いずれの事故にも適用されません。

なお、民法七二五条にいう「被用者」とは、判例によれば、報酬の有無・雇用期間の長短を問わず、使用者の選任によってその指揮監督のもとで使用者の経

営する事業に従事している者とされています。

また、「事業」も「仕事」と同じと考えてよく、使用者と被用者との契約はどんな契約でも構いません。必ずしも有効な契約であることを要しないとされています。

従って、口約束での請負契約であっても、実態を見て使用者の指揮監督のもとで働いているような場合には、その請負業者の事故に対して、使用者責任が発生する可能性があります。

また、使用者責任は原則として通勤時には適用されませんが、自動車の場合に、通勤時の事故であっても使用者責任を認められた裁判例もあります。

このように、会社側も『使用者責任』に基づく損害賠償責任を問われる可能性がありますので、社用自転車はもちろんのこと、自転車通勤の従業員にも自転車保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける、T S マークの貼られている自転車かどうか確認する、などの対策が必要ではないでしょうか。

# 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設



## 1 創設の趣旨

放置された空き家による、周辺の生活環境への悪影響を未然に防ぐため、空き家発生の最大の要因である「相続」に由来する古い空き家（除却後の敷地を含みます）の有効活用を促進することにより、空き家の発生を抑制することを目的としています。

また、「使える空き家は利用し、使えない空き家は除却する」観点から、旧耐震基準の下で建築された家屋を相続した相続人による耐震リフォーム又は除却を促すインセンティブとすることも目的とされています。

## 2 制度の概要

相続開始直前において、被相続人のみが居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含みます）又は除却後の土地を一定期間内に譲渡した場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から三千万円を控除することができます（図1参照）。

## 3 適用要件

### (1) 譲渡の範囲

次の①又は②に掲げる譲渡に該当するものが対象となります。

① 相続の開始直前において、被相続人の居住の用に供されていた家屋（次の要件イ）及び（ロ）を満たすものに限る）の譲渡又はその被相続人の居住用家屋とともにするその敷地の用に供されていた土地等の譲渡

(イ) その相続の時からその譲

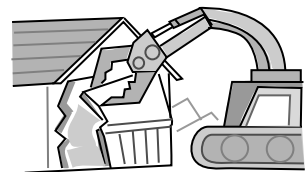
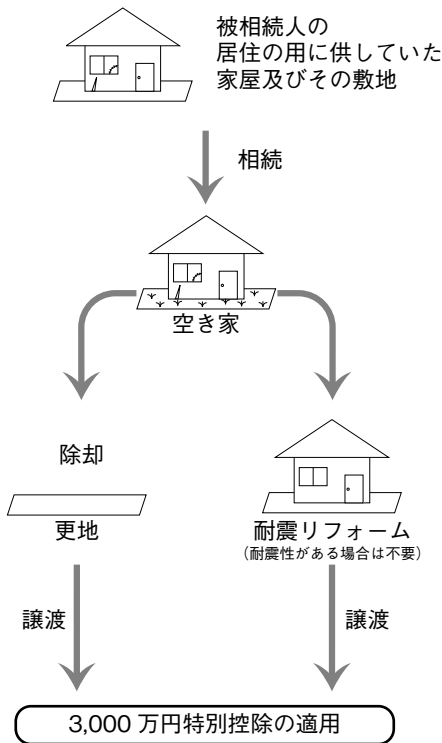
### ②

その被相続人居住用家屋（次の要件イ）を満たすものに限る）の除却をした後における、その敷地の用に供されていた土地等（次の要件ロ）に掲げる要件を満たすものに限る）の譲渡

(イ) その相続の時からその除却の時まで事業の用、貸付の用又は居住の用に供されていたことがないこと

(ロ) その相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付

図1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例



- の用又は居住の用に供されていたことがないこと
- (2) 被相続人の居住用家屋の範囲  
次の全ての要件に該当するものが、対象となります。
- ① 被相続人の居住用家屋は、昭和五十六年五月三十一日以前に建築された家屋であること
- ② 区分所有建築物でないこと
- ③ その相続の開始直前において、その被相続人以外に居住していた者がいない家屋であること
- (3) 譲渡期間  
平成二十八年四月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間に譲渡したものであること
- (相続の時から、その相続の開始があった日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの譲渡に限られます)。
- (4) 譲渡対価限度額  
譲渡の対価の額が一億円を超えないこと。
- (5) 申告手続  
この特例は、確定申告書に、その被相続人居住用家屋及びその被相続人居住用家屋の敷地の

- 用に供されていた土地等が前記の要件を満たすことを地方公共団体の長等が確認した旨を証する書類その他の書類の添付がある場合に適用されます。
- (6) 他の規定との関係  
「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」との選択適用とするほか、「居住用財産の買換え等の特例」との重複適用、その他所要の措置が講じられています。
- 4 適用に当たっての留意事項**
- (1) 対象となるのは、被相続人の居住用家屋及びその敷地の用に供されていた土地等で相続または遺贈による取得に限られます。
- (2) 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の譲渡適用期限は、相続税の申告書の提出期限の翌日から三年を経過する日までの譲渡ですが、この特例は、相続開始となった日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡したものであり、その期限に相違があります。

図表2 制度のポイント

被相続人居住用家屋	被相続人の居住用家屋	相続開始前は被相続人の居住用家屋
	独居であったこと	相続開始前に被相続人以外の居住者がいなかったもの
	家屋	昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること(区分所有建築物を除く)
土地等		相続開始直前において被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等
対象者		相続により被相続人居住用家屋及びその敷地の用に供された土地等を取得した個人
適用期間		平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡
相続開始からの譲渡期限		相続の時から相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡
譲渡対価限度額		譲渡対価の額が1億円を超えるものを除く
特別控除額		3,000万円

# 社会保険 短時間労働者への 適用拡大

平成二十八年十月より、特定適用事業所（後述）に勤務し、要件に該当する短時間労働者は、社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者となります。

## 対象者の要件（概要）

対象とされる短時間労働者とは、勤務時間および勤務日数が常用雇用労働者の四分の三未満であつて、次のすべてに該当する者をいいます。

- ① 週二十時間以上勤務
- ② 月額賃金八・八万円以上（年収百六万円以上）
- ③ 勤務期間が一年以上見込まれる
- ④ 学生ではない
- ⑤ 従業員五百人超の企業に勤務

## 要件の詳細

(一) 労働時間  
一週間の所定労働時間が二十時間以上であることとされています。

ます。

「所定労働時間」とは、就業規則や雇用契約書等により通常の週に勤務すべき時間をいいます。所定労働時間が「週」以外の単位で定められている場合は、次のように算定します。

- ① 一か月単位の場合  
一か月単位で所定労働時間が定められている場合は、一か月の所定労働時間を十二分の五十二で除して算定します。その際、特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は特定の月を除いて算定します。

- ② 一年単位の場合  
一年単位で定められている場合は、一年間の所定労働時間を五十二で除して算定します。

- ③ 変動する場合  
一週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合は、平均により算定します。

- ④ 賃金額  
週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた額が、八・八万円（年収百六万円）以上であることとされています。

れています。

具体的には次のように算定します。

- ① 月給、週給等一定の期間で報酬が定められる場合は、被保険者の資格を取得した日現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

- ② 日給、時間給、出来高給又は請負給の場合は、被保険者の資格を取得した月前一月間に現に使用される事業所において、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

- ③ 前記①及び②の方法で報酬を算定することが困難である場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

- ④ 前記①から③までの項目のうち、二つ以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて前記①から③までの方法によって算定した額の合算額

ただし、次のものは除いて算定します。

- ① 臨時に支払われる賃金および一か月を超える期間ごとに支払われる賃金  
(例) 結婚手当、賞与)

- ② 時間外労働、休日労働および深夜労働に対する賃金  
(例) 割増賃金)

- ③ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金  
(例) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

## (三) 勤務期間

勤務期間が一年以上見込まれる者とされ、具体的には次のような場合が該当します。

- ① 期間の定めがなく雇用される場合
- ② 雇用期間が一年以上である場合
- ③ 雇用期間が一年未満である場合

- ・ 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されている。
- ・ 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されていないが、同様の雇用契約で一年以上更新された実績がある。

#### 四 学生ではない

生徒または学生※は適用対象外とされます。

※ 適用対象外とされる者の詳細は、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校及び専修学校その他これに準ずる学校等に在学する生徒又は学生です。

なお、生徒又は学生のうち、次の①から④までに掲げる者は適用対象外となる生徒または学生に含まれません。

① 卒業見込証明書を有する者であつて、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ適用事業所に使用されることとなっている者

② 休学中の者

③ 大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程に在学する者

④ その他これらに準ずる者

⑤ 対象となる事業所のことを、特定適用事業所といいます。

同一事業主の適用事業所<sup>⑥1</sup>において、現行の適用基準で厚生

年金保険の被保険者とされる者（労働時間と労働日数が常用雇用労働者の四分の三以上）の人数が、常時<sup>⑦2</sup>五百人を超える事業所が該当します。

（注1） 同一事業主の適用事業所

次に該当する適用事業所のグループをいいます。

① 法人事業所  
法人番号が同じ適用事業所

② 個人事業所  
現在の適用事業所

（注2） 常時とは

特定適用事業所となるかどうかを判断する際の常時とは、「二年のうち六か月以上」、被保険者数が五百人を超えることが見込まれる場合をいいます。

#### 三 事業所規模の変更

##### （一）増加の場合

当初は特定適用事業所に該当していなかった事業所において、現行の適用基準で被保険者とされる者の人数が増加し、特定適用事業所に該当するときは、次の事項を年金事務所に届け出ます。

① 事業所（事業主が法人であ

るときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

② 特定適用事業所となった年月日

③ 事業主が法人であるときは、法人番号

なお、日本年金機構が把握している人数が、直近十一か月のうち五か月以上、五百人を超え、その翌月さらに五百人超であれば特定適用事業所該当届の届出勸奨が行われ、届出がない場合であつても、直近一年のうち六

か月以上、五百人を超えていたことが確認された場合には、特定適用事業所となる旨（職権適用）の通知が行われる予定です。

（二）減少の場合

当初は特定適用事業所に該当していた事業所が、特定適用事業所に該当しなくなったときであつても「引き続き特定適用事業所であるもの」とみなされません。

特定適用事業所としない場合は、被保険者である者の四分の三以上の同意を得て、管轄の年金事務所に申出書を提出する必要があります。

① 報酬月額額の決定

適用拡大により被保険者とされる短時間労働者について、標準報酬月額を決定（例年四月から六月の報酬を届け出ることにより決定）するときは、報酬支払基礎日数が「十一日」

（二般の被保険者の場合は十七日とされています）以上である月の報酬を用いて算定します。

#### 四 その他

① 報酬月額額の決定

適用拡大により被保険者とされる短時間労働者について、標準報酬月額を決定（例年四月から六月の報酬を届け出ることにより決定）するときは、報酬支払基礎日数が「十一日」

（二般の被保険者の場合は十七日とされています）以上である月の報酬を用いて算定します。

##### ② 検討事項

今回の改正では従業員五百人超企業が対象とされましたが、この法律の制定時に、検討事項として次のように規定されています。

「短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること」

したがって、平成二十八年十月時点で特定適用事業所とされていない事業所についても、今後の動向に注意していく必要があります。

## ～ガラケー～

ガラケーとは、いわゆる「ガラパゴス化」した日本の携帯電話端末の通称です。ガラパゴス化とは、南米エクアドルのガラパゴス諸島で生物が特殊な進化をしたことから、孤立した環境で独自の進化をとげることを指します。

ガラケーはもっぱら日本国内のメーカーによって現在も製造され、日本国内の携帯電話市場で販売されています。総じて傑出した機能や性能を持っていますが、あまりに独特で世界標準からはずれているため、海外市場に進出できません。こうした状況を背景に、半ば揶揄を込めて「ガラケー」の呼び名が用いられています。

ガラケーの語は、スマートフォンとの対比において「旧来の携帯電話の端末」といった意味で用いられることも多いようです。ここでガラケーと呼ばれているものは、フィーチャーフォンの概念とほぼ一致しま

す。フィーチャーフォンとは、通話機能の他に何らかの高度な付加機能を搭載している携帯電話端末の一般的な呼び名です。

各メーカーがガラケーの製造を将来中止することを発表していますが、ガラケーの出荷台数は、これに反して2014年には増加に転じています。2014年(1～12月)の国内の携帯電話全体の出荷台数が減るなか、ガラケーは前年比5.7%増と2007年以来7年ぶりに増加に転じています。

こうしたガラケー人気の根底には「スマートフォンは使い勝手が悪く、料金も高いしバッテリーの持ちが悪い」という意識が利用者に根強くあるからのようです。

「スマートフォンは使い勝手が悪い」という印象の背景には、高機能過ぎるがゆえ手に余りがちであることのほか、タッチパネルを採用していることでの誤操作などが挙げられます。ガラケーの人気の根強いいため、携帯電話各社では、スマートフォン用のOSや半導体部品を転用して開発されたガラケーの機種種の販売を開始しています。

## ガリガリ君値上げ

夏になるとついつい食べるアイスクリーム。赤城乳業は本年四月一日出荷分から、同社のアイスクリームを一〇円から三〇円値上げしています。その中でガリガリ君「君」で、一本七〇円になりました。

二五年間値上げがなかったのに、は驚きです。今回の値上げは、原材料の高騰が主な理由で、「当たり」が表示される木製のスティックは三年前と比べ仕入れ価格が九〇%高くなったほか、果汁は四〇%、物流費は一〇%上昇しました。また、人手不足による人件費高騰も大きく、企業努力でのコスト削減が可能な限界を超えたのだと言います。長年値上げしていないので消費者も納得の値上げでしょう。

## ～トクホとは？～

最近よく目にする「トクホ」とは、特定保健用食品の通称です。

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えたりするのに役立つ、などの特定の保健の用途に資する旨を国に科学的根拠を示し、有効性や安全性の審査を受け許可を得て表示するものを言います。

トクホの食品を選ぶ時には、自分の食生活等をよく考えてから選ぶようにしましょう。また、使用する際には、1日の目安量や摂取の方法などを必ず確認し、守るようにしないとけません。多量に摂取することによって予防の効果が高くなったり、疾病が治るわけではありません。

一方で過剰摂取による害があることもあります。また、トクホだからといって、何にでも効果があるというわけではありません。